

交通事故情報!

平成22年長崎県内における交通事故発生状況(4月末現在)

人身事故	発件数	死者数	負傷者数	高齢者事故	発件数	死者数	負傷者数
H22.4月末	2,276	20	2,948	H22.4月末	543	12	416
H21.4月末	2,435	20	3,131	H21.4月末	586	9	452
増減数	-159	±0	-183	増減数	-43	+3	-36

5月、高齢運転者の死亡事故が連続発生しました。

- 5/1(土)、対馬市で**84歳男性**運転の軽四貨が民家門柱に衝突
- 5/6(木)、長崎市で**71歳男性**運転の普貨が対向車両に正面衝突
- 5/9(日)、佐世保市で**76歳男性**運転の軽四貨が河川に転落
- 5/16(日)、長崎市内で**65歳男性**運転の軽四乗が海中に転落



☆ 高齢ドライバーの皆さん、高齢者運転による死亡事故が増加しています。

- 周囲の安全を十分に確認し、無理をせず、ゆとりを持って運転しましょう。
- 体調が悪いときや夜間の運転は控えましょう。
- 加齢により、判断力や操作能力が低下してくることを自覚しましょう。

高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されました

高齢運転者等専用駐車区間とは?

高齢者、身体の不自由な方、妊娠している方などのための専用駐車区間です。

利用できるのは

身体障害者マーク
聴覚障害者マーク
の対象者

高齢者マークの対象者
(70歳以上)

妊娠中
または出産後
8週間以内の方

ただし、普通自動車を運転することができる運転免許を受けている本人が申請して交付された「標章」が必要となります。

標章の申請先
住所を管轄する公安委員会(最寄りの警察署)

標章の申請に必要なもの

- 標章申請書
- 運転免許証
- 自動車検査証
- (妊娠中または出産後8週間以内の方は) 妊娠の事実または出産の日を証明できる書類(母子健康手帳等)

この道路標識が目印です。

標章車専用

標章車専用

※「身体障害者マークの対象者」とは、身体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方で、「聴覚障害者マークの対象者」とは、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの発音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方です。